

(6) 徴収猶予に関する調べ

(単位 円、件)

区 分	徴 収 猶 予 額		収 入 済 額		減額、取消又は 他処分への移動額		差引徴収猶予額	
	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数
法人県民税	-	-	-	-	-	-	-	-
個人事業税	-	-	-	-	-	-	-	-
法人事業税	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産取得税	2,121,909,600	5,598	6,730,500	27	(1,188,058,900) 1,214,339,700	(3,625) 3,719	900,839,400	1,852
自動車取得税	-	-	-	-	-	-	-	-
軽油引取税	23,358,589,307	754	21,603,035,956	704	(52,341) 52,341	(-) -	1,755,501,010	50
自動車税	-	-	-	-	-	-	-	-
計	25,480,498,907	6,352	21,609,766,456	731	(1,188,111,241) 1,214,392,041	(3,625) 3,719	2,656,340,410	1,902
滞納繰越分	3,066,883,015	1,950	1,861,925,215	76	(811,040,340) 860,936,240	(1,554) 1,682	344,021,560	192
合 計	28,547,381,922	8,302	23,471,691,671	807	(1,999,151,581) 2,075,328,281	(5,179) 5,401	3,000,361,970	2,094
地方法人特別税								
現年課税分	-	-	-	-	-	-	-	-
滞納繰越分	1,629,400	3	-	-	-	-	1,629,400	3

備考 徴収猶予の承認後に課税の取消し又は減額となったものについては、「減額、取消又は他処分への移動額」欄に()内書きとして記載した。

上記のうち地方税法第15条及び同法附則第12条以外の徴収猶予

(単位 円、件)

区 分	徴 収 猶 予 額		収 入 済 額		減額、取消又は 他処分への移動額		差引徴収猶予額	
	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数
法人県民税 (法第55条の2他該当)	-	-	-	-	-	-	-	-
法人事業税 (法第72条の38の2 他該当)	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産取得税 (法第73条の25他 該当)	2,121,909,600	5,598	6,730,500	27	(1,188,058,900) 1,214,339,700	(3,625) 3,719	900,839,400	1,852
自動車取得税 (法第125条該当)	-	-	-	-	-	-	-	-
軽油引取税 (法第144条の29該 当)	23,358,589,307	754	21,603,035,956	704	(52,341) 52,341	(-) -	1,755,501,010	50
計	25,480,498,907	6,352	21,609,766,456	731	(1,188,111,241) 1,214,392,041	(3,625) 3,719	2,656,340,410	1,902
滞納繰越分	3,066,656,815	1,936	1,861,925,215	76	(811,040,340) 860,888,240	(1,554) 1,680	343,843,360	180
合 計	28,547,155,722	8,288	23,471,691,671	807	(1,999,151,581) 2,075,280,281	(5,179) 5,399	3,000,183,770	2,082
地方法人特別税								
現年課税分	-	-	-	-	-	-	-	-
滞納繰越分	1,629,400	3	-	-	-	-	1,629,400	3

備考 徴収猶予の承認後に課税の取消し又は減額となったものについては、「減額、取消又は他処分への移動額」欄に()内書きとして記載した。